

一日一日と秋の深まりを感じるようになりました。皆さまは秋の夜長をいかがお過ごしでしょうか。

先月の 26 日に実施した黒島区の臨時総会で黒島地区の伝建地区指定に関し、地元の皆さんの承認が得られました。今回のまちづくり新聞では、これまでに市から説明のあった、伝建地区の指定範囲(案)や地区指定後の支援制度(案)などについて、お知らせします。

～ も く じ ～

黒島区臨時総会の報告
伝建地区の範囲(案)
伝建地区指定後の建物の
ルール(案)について
伝建地区指定後の
支援制度(案)について
先進地視察報告

黒島区臨時総会の報告

伝建地区指定に関して、臨時総会で承認されました

- ・平成 20 年 9 月 26 日(金)に開催した黒島区臨時総会には、黒島区の住民 96 名の方にお集まり頂きました。
- ・大岩教育長さんをはじめ、市の職員の方から伝建地区指定に関する最終的な説明がありました。
- ・その後、市の職員の方には退席していただき、伝建地区指定に関して賛否をとったところ、出席者全員の賛成を頂き、黒島区として伝建地区指定を受け入れることが承認されました。
- ・また臨時総会に出席できなかった方の委任状 105 名(町内在住者 78 名、町外在住者 27 名)を合すると、最終的には 201 名の賛成を得たことになります。
- ・黒島区の皆さまのご理解と承認を頂き、ありがとうございました。



臨時総会の様子



伝建地区制度に関する最終的な説明

伝建地区の範囲(案)

黒島地区伝統的建造物群保存地区・保存区域(案)



伝建地区指定後の建物のルール(案)について

工事をする場合に、市への申請と許可が必要になります

< 伝建地区指定後、許可が必要になる行為 >

建築物等の新築、増築、改築、移転、除去

建築物等の修繕、模様替え、色彩の変更などで外観を変更する行為

宅地の造成などの土地の形質の変更

木竹の伐採

など

外観を変更しない内部の改装などは、申請・許可の必要がありません。

黒島らしい建物にするためのルールができます

< 基準(案)の一例(平入・二階型) >

伝建地区指定後に建物を新築したり、増改築する場合には、建物の外観について

は、下に示したルールを守るようにしなければなりません。



伝建地区指定後の支援制度(案)について

- ・ 工事の際にルールを守れば下表のような支援が受けられるようになります。
- ・ また固定資産税の減免を受けられるようになります。

< 支援制度の一例 >

工事費等の関係費用		伝統的建造物 (保存物件)		一般建造物 (基準に合致した場合)	
		補助率	限度額	補助率	限度額
建築物の修理・修景 (屋根・外壁等の外観部分)	主屋	80%	1,000 万円	70%	400 万円
	土蔵	80%	600 万円	70%	250 万円
	その他付属屋	80%	400 万円	70%	150 万円
工作物の修理・修景(塀・石垣・門等)		80%	300 万円	70%	150 万円
固定資産税関係		伝統的建造物 (いわゆる保存物件)		一般建造物	
家屋		免除		3割減免	
家屋の敷地		5割減免		3割減免	

< 伝建地区制度に関する問合せ先 >

輪島市教育委員会文化課 電話：0768-22-7666

先進地視察報告

協議会が富山・高岡方面に視察に行ってきました

- ・ 平成 20 年 9 月 27 日(土)にまちづくり協議会の 17 名が富山市東岩瀬と高岡市山町筋伝建地区を視察してきました。
- ・ 現地では市役所の担当者や地元のまちづくりグループにお話を聞き、まち歩きや公開施設の視察などを行いました。
- ・ 視察の成果を今後のまちづくり活動の参考したいと思います。



富山市・東岩瀬での視察の様子